

一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件

平成26年2月7日 福島県告示第58号

(一部改正 平成26年11月28日)

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条の規定により、一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

第一 資格の審査を受けることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 県税を滞納している者
- 三 消費税又は地方消費税を滞納している者
- 四 自動販売機の設置業務において、二年以上継続した管理及び運営の実績を有していない者
- 五 法人にあっては福島県内に本店、支店又は営業所を有していない者、個人にあっては福島県内において事業を営んでいない者
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

第二 資格及びその有効期間

資格は申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 西暦における偶数年（以下単に「偶数年」という。）の四月一日から二年間
- 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格の認定を受けた日から前号に定める期間

の満了する日までの期間

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書等を知事に提出しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

- 一 定例申請 偶数年の二月一日から同月二十八日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）（ただし、平成二十六年度における定例申請については、平成二十六年二月十日から同月二十八日までとする。）
- 二 随時申請 平成二十六年四月一日から、休日等を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

福島県総務部文書管財総室財産管理課（福島県福島市杉妻町二番十六号）

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 代表者の氏名
- 三 住所又は所在地
- 四 その他審査又は認定の内容に変更を生じさせる事項

第九 この告示に関する問い合わせ先

福島県総務部文書管財総室財産管理課